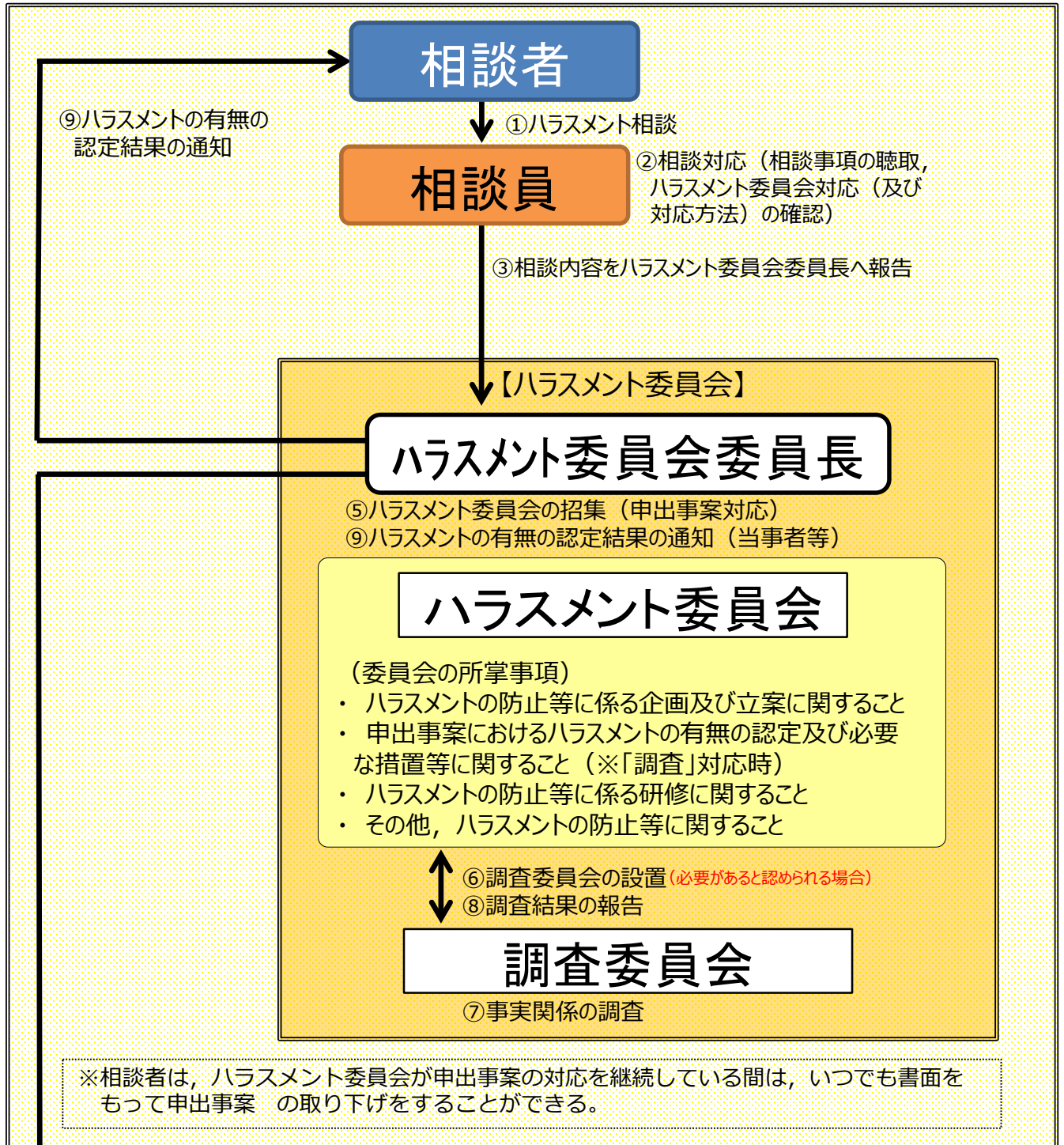


ハラスメント対応の流れ

③調査 (国立大学法人新潟大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第9条第1項第3号)

相談者は顕名とし、事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントの有無を認定し、適切な措置等を講ずる方法



④相談者からの申出事案の態様等報告
⑩ハラスメント委員会による調査結果等顕名報告

学長

※ハラスメントを行った者が職員である場合、別途、懲戒等の処分の審査を指示

懲戒審査委員会